



鳥取県公報

令和4年12月16日(金)
第9458号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施(595)(循環型社会推進課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出(2件)(596・597)(企業支援課) 2
	地域森林計画の変更予定(2件)(598・599)(林政企画課) 4
	開発行為に関する工事の完了(600)(西部総合事務所環境建築局) 5
◇ 労委告示	労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等(1) 5
◇ 調達公告	落札者の決定(企業局西部事務所) 7

告 示

鳥取県告示第595号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
事業系一般廃棄物実態調査
- 2 調査の目的
令和3年度の鳥取県内における事業系一般廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、事業系一般廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内全域の事業所（農林漁業を除く。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 従業者数
 - イ 製造品出荷額（製造業）、病床数（医療機関）又は販売額（卸売業及び小売業）
 - ウ 廃棄物等の種類ごとに次に掲げる事項
 - (ア) 廃棄物等の排出量（年間発生量）
 - (イ) リサイクルの状況及び処理状況
 - エ 意識等に関する事項
 - オ 食品廃棄物等の年間発生量、発生割合及び有償売却量
 - (2) その基準となる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 報告を求める者
産業分類別に従業者数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県（調査委託業者）に返送させる方法で行う。
- 7 報告を求める期間
令和4年12月16日から令和5年1月17日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第596号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合五千石店 米子市福市1676ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 丸合五千石店 エキサイティングタウン五千石店

変更後 丸合五千石店

4 変更年月日

令和4年12月2日

5 届出年月日

令和4年12月2日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和4年12月16日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第597号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合五千石店 米子市福市1676ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48

3 変更する事項

(1) 店舗の面積

変更前 2,188平方メートル

変更後 3,205平方メートル

(2) 施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置

6の書類に記載のとおり

イ 駐車場の収容台数

変更前 151台

変更後 130台

ウ 駐輪場の位置

6の書類に記載のとおり

エ 駐輪場の収容台数

変更前 8台

変更後 60台

オ 荷さばき施設の位置

6の書類に記載のとおり

- カ 荷さばき施設の面積
 - 変更前 158平方メートル
 - 変更後 144平方メートル
- キ 廃棄物等の保管施設の位置
 - 6の書類に記載のとおり
- ク 廃棄物等の保管施設の容量
 - 変更前 26.7立方メートル
 - 変更後 47.7立方メートル
- (3) 施設の運営方法に関する事項
 - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 変更前 終日
 - 変更後 午前7時半から午後10時半
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数
 - 変更前 4箇所
 - 変更後 3箇所
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の位置
 - 6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
 - 令和5年8月3日
- 5 届出年月日
 - 令和4年12月2日
- 6 縦覧に供する書類
 - 届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
 - 令和4年12月16日から4日間
- 8 縦覧に供する場所
 - 鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
 - 大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第598号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
 - 天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案
- 2 縦覧に供する期間
 - 令和4年12月16日から令和5年1月16日まで
- 3 縦覧に供する場所
 - 鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び中部総合事務所農林局林業振興課

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

令和4年12月16日から令和5年1月16日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課、西部総合事務所農林局農林業振興課及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第600号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年12月16日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 開発許可の年月日及び番号

令和4年10月17日 鳥取県指令第202200171600号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字上大陣場

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市三本松一丁目5-37

水野 麻奈人、水野 麻子

労 働 委 員 会 告 示

鳥取県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり告示する。

令和4年12月16日

鳥取県労働委員会会長 三 谷 裕 次 郎

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
石 黒 豊	境港市	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	令和3年10月13日
入 江 裕 之	鳥取市	特定社会保険労務士 元鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	〃
浦 木 恵 子	〃	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 臨床心理士	〃
門 脇 裕 之	米子市	鳥取県労働委員会委員 特定社会保険労務士	〃
佐々木 登美雄	鳥取市	元鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	〃
杉 山 尊 生	米子市	鳥取県労働委員会委員	〃

		弁護士	
長 井 いずみ	鳥取市	鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士	〃
濱 田 由紀子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
三 谷 裕次郎	鳥取市	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	〃
山 本 信 善	〃	元倉吉簡易裁判所裁判官	〃
安養寺 淑 枝	〃	鳥取県労働委員会委員 元トミタ電機労働組合執行役員	〃
池 内 保 子	〃	元鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会 事務局長	〃
澤 田 陽 子	東伯郡	鳥取県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合鳥取県本部特別執行委員	〃
田 中 穂	〃	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	〃
本 川 博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	〃
矢 田 仁 志	〃	鳥取県労働委員会委員 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部顧問	〃
山 崎 睦	米子市	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行 委員長	〃
若 槻 千 鶴	〃	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員	〃
稲 井 幾 子	倉吉市	元鳥取県労働委員会委員 株式会社いない特別顧問	〃
江 尻 敏 美	境港市	鳥取県労働委員会委員 一般社団法人境港水産振興協会専務理事	〃
岸 田 隆 志	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 泊綜合食品株式会社代表取締役	〃
柴 田 耕 志	倉吉市	倉吉商工会議所理事・事務局長	〃
竹 上 順 子	米子市	鳥取県労働委員会委員 株式会社インタープロス代表取締役	〃
名 越 あけみ	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 株式会社ホテルセントパレス倉吉常務取締役	〃
西 本 行 克	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	令和4年7月27日
林 浩 志	〃	鳥取商工会議所事務局長	令和3年10月13日
宮 城 定 幸	〃	元鳥取県労働委員会委員 元一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	〃
森 田 豊 充	米子市	米子商工会議所専務理事	令和4年9月28日
和 田 好 生	鳥取市	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	令和3年10月13日
太 田 裕 司	〃	鳥取県労働委員会事務局長	令和4年4月1日

山 添 久

〃

鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長

令和3年4月1日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年12月16日

鳥取県企業局西部事務所長 田 中 和 也

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 日野川工業用水道浄水場機械設備制御装置更新業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和4年12月2日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 理水化学株式会社広島支店
広島県広島市中区大手町三丁目8-1 |
| 5 落 札 金 額 | 36,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和4年10月21日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県企業局西部事務所
米子市八幡165 |